○東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱 (平成28年東吾妻町告示第11号)

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、町民のコミュニティ活動の推進を図るため、東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる事業は、公益財団法人群馬県市町村振興協会(以下「協会」という。)が定める魅力あるコミュニティ助成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に掲げる各事業とする。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる者は、前条の事業を実施するもので、町内における行政区、又はこれに準ずる地域住民が組織する団体(以下「団体等」という。)とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、協会が決定した金額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体等は、魅力あるコミュニティ助成事業助成金 交付申請書(様式第1号)に、実施要綱に基づく書類を添え、町長に提出しなければな らない。

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等の審査をし、助成金の交付の可否を決定したときは、魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付(申請却下)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

- 第7条 助成金の交付決定を受けた団体等は、前条の当該交付決定を受けた事業内容について変更する場合又は助成事業を中止若しくは廃止する場合においては、魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合で、計画変更により事業費に変更が生じたときは、魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更交付決定通知書(様式第4号)、その他については、魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により、申請者に承認の通知をするものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体等は、当該事業完了後、速やかに魅力あるコミュニティ助成事業助成金実績報告書(様式第6号)に、実施要綱に基づく書類を添え、町長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

- 第9条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査すると ともに必要に応じて現地調査を行い、助成金の額を確定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、魅力あるコミュニティ助成 事業助成金額確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

- 第10条 前条第2項の通知書を受けた団体等は、速やかに魅力あるコミュニティ助成事業 助成金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の一部又は全部の概算払を受けようとするときは、 魅力あるコミュニティ助成事業助成金概算払申請書(様式第9号)に、前項に規定する 魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付請求書を添えて町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、当該助成対象事業が確実に完成する見込みがあることを確認でき、かつ、必要があると認められる場合には概算払をすることができる。

(助成金の返還等)

- 第11条 町長は、助成金の交付決定を受け又は助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成交付決定額の一部又は全部を取り消すことができる。
 - (1) 交付要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 申請書の内容と事実が著しく異なったとき。
- 2 町長は、助成金の交付決定を取消したときは、助成金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。 (委任)
- 第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

東吾妻町長

申請者 住所 団体名 代表者職・氏名 (印)

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付申請書

あて

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業実施主体

1	組織の名称		
2	事業所所在地 (電話番号)	₸	
3	代表者氏名		
4	結成年月日	年 月	日
5	地区又は地域の人口	人(年	月現在)

2 助成金交付申請額

事業費総額(A+B)	住民負担額(A)	助成申請額(B)
円	円	円

3 助成を必要とする理由

4 事業以天旭可世	4	事業の	実施計画	ij
-----------	---	-----	------	----

(1) 事業計画の内容

(2) 事業の実施及び完了予定

 実施予定日:
 年
 月
 日

 完了予定日:
 年
 月
 日

- (3) 事業の実施場所(地番、地目及び面積)
- 6 添付書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

東吾妻町長

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付(申請却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、下記のとおり決定したので、 東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 助成金交付決定額

円

- 2 助成金交付の条件
 - (1) 助成事業の内容及び経費の配分の変更(町長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、町長の承認を受けること。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 助成事業者等は、この事業にかかる収入、支出を明らかにした帳簿を備え、かつ該 当収入及び支出について証拠書類をこの事業終了の翌年から起算して5年間整備保管 しなければならない。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める条件
- 3 申請却下

理由

年 月 日

東吾妻町長

あて

申請者 住所 団体名

代表者職・氏名

(印)

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業変更(中止・廃止)申請書

年 月 日付けで交付決定された 年度助成金に係る助成事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成申請額 金 円(前回までの申請額 金 円)
- 2 事業変更(中止・廃止)理由
- 3 変更事項
- 4 添付書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

東吾妻町長

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更申請について、東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり変更決定します。

記

1 助成事業に要する経費 金

円

2 助成金の額

金

円

3 交付の条件

様式第5号(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

東吾妻町長

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更(中止・廃止)について、東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱第7条の規定により承認します。

年	月	Н
	/ 1	

東吾妻町長

あて

申請者 住所 団体名 代表者職・氏名

(印)

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった助成事業が完了したので、東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 2 事業の実施状況(事業規模、構造、数量、時期等)
- 3 事業費支出状況(事業費内訳、財源内訳等)

事業費総額(A+B)	住民負担額(A)	助成申請額(B)
円	円	円

4 添付資料

- (1) 助成事業にかかる請求書又は領収書の写し
- (2) 助成事業が完了したことを確認できる写真
- (3) その他(添付書類名を明記してください。)

第 号 年 月 日

様

東吾妻町長

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金について、交付要綱第9条の規定により、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

助成金の額 金 円

					左 日	г
					年 月	E
東吾妻	町長		あて			
				申請団体名 代表者職・氏名	(印)	
東	吾妻町魅力あ	るコミュニ	ニティ助原	成事業助成金交付請求	書(概算払・精算払)	
				のあった助成事業につい 条の規定により、下記の		
				記		
1 事業	名					
2 請求	·額 <u>金</u>	È		<u>円</u>		
	助成金交付	 決定額			円	
	既交付	十額			円	
	今回請:	求額			円	
3 助成	念の振込先					
3 助成	(金の振込先 ふりがな					
	ふりがな					
	ふりがな 金融機関名					

白	Ξ	月	H
		/ 1	-

東吾妻町長あて

申請団体名 代表者職・氏名

(印)

東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金概算払申請書

年 月 日付けで交付確定のあった助成事業について、東吾妻町魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり概算払いくださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 申請額 金 円

事業費	助成金	概算払申請額	地区負担額
円	円	円	円

3 理由